



2019年12月26日

各 位

会 社 名 株式会社ヤマザワ
代表者名 代表取締役社長 古山 利昭
(コード：9993、東証第一部)
問合せ先 取締役管理本部長
兼 総務部長 佐藤 慎三
(TEL. 023-631-2211)

株主優待制度の変更に関するお知らせ

2019年12月26日開催の取締役会において、下記のとおり株主優待制度の変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更理由

当社は年2回、株主の皆様の日頃のご支援に感謝するとともに、中長期的に当社株式を保有していただくことを目的として株主優待制度を実施してまいりました。今般、適切な株主還元のある方について慎重に検討を重ねた結果、以下のとおり、株主優待制度の内容を変更させていただくこととしました。

2. 変更の内容

(1) 優待制度対象の株主様

【旧】

毎年2月末日又は8月31日を基準日とした当社株主名簿に記載又は記録された、1単元(100株)以上の当社株式を保有されている株主様を対象といたします。

【新】

毎年2月末日及び8月31日を基準日とした当社株主名簿に記載又は記録された、1単元(100株)以上の当社株式を半年以上継続保有されている株主様を対象といたします。

※「半年以上継続保有」とは、2月末日及び8月31日を基準日とした株主名簿に同一株主番号で2回以上連続して記載又は記録されていることといたします。

(2) 優待の内容

株主優待の内容や贈呈の時期につきましては、変更ありません。

3. 適用開始時期

2020年8月31日を基準日とする、上記対象の株主様に対して、基準日時点で保有する株式数に応じて株主優待品をお送りいたします。

以上